

佐倉市民体育館の管理及び運営に関する規則（平成二十年三月二十七日規則七号）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、佐倉市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和五十五年佐倉市条例第十二号。以下「条例」という。）第十七条の規定に基づき、佐倉市民体育館（以下「体育館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、佐倉市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和五十五年佐倉市条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の規定に基づき、佐倉市民体育館（以下「体育館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
	<p>(開館時間)</p> <p>第二条 体育館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、午後九時まで開館することができる。</p>
	<p>(休館日)</p>
	<p>第三条 体育館の休館日は、次のとおりとする。</p>
	<p>一 定期休館日 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）の規定による休日にあたるときは、その翌日とする。</p>
	<p>二 年始休館日 一月一日から一月四日まで</p>
	<p>三 年末休館日 十二月二十八日から十二月三十一日まで</p>
	<p>四 臨時休館日 特別の事情により市長が休館を必要と認めた日</p>
<p>(使用及び撮影の申請)</p>	<p>(使用の申請及び承認)</p>
<p>第二条 条例第八条第一項の規定により、体育館の施設を使用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書により指定管理者（条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りでない。</p>	<p>第四条 条例第四条の規定により体育館を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用日の前三日から三日前までに、市民体育館使用承認申請書（別記様式第一号）を市長に提出し、使用の承認を受けなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この期限を変更することができる。</p>
<p>一 申請者の住所、氏名及び電話番号（団体の場合は、所在地、団体名、代表者氏名及び連絡先）</p>	
<p>二 使用する施設の名称</p>	
<p>三 使用目的</p>	
<p>四 使用日時</p>	
<p>五 使用区分</p>	
<p>六 使用人数</p>	
<p>七 利用料金</p>	
<p>八 使用器具及び設備</p>	
<p>九 その他指定管理者が必要と認める事項</p>	

2 前項の規定による申請は、使用日の三日前から三日前までに行つてものとする。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りでない。

3 条例第八条第二項の規定により、体育館において、業としての写真、映画等の撮影（以下「撮影」といふ。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書により指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りでない。

- 一 申請者の住所、氏名及び電話番号（団体の場合は、所在地、団体名、代表者氏名及び連絡先）
- 二 撮影する施設の名称
- 三 撮影目的
- 四 撮影日時
- 五 利用料金
- 六 その他指定管理者が必要と認める事項
（使用及び撮影の取消し又は変更等）

第三条 使用の許可を受けた者は、その使用を取り消し、又は変更しようとするときは、速やかに指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定は、撮影の許可について準用する。
（利用料金の減免）

第四条 条例第十三条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 国、県又は本市が使用するとき 免除
- 二 市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める割合
（利用料金の還付）

第五条 条例第十四条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 使用者の責めによらない理由により使用し、又は撮影することができなるとき 全額
- 二 市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める割合

2 市長が体育館の使用を適当と認めたときは、市民体育館使用承認書（別記様式第二号、以下「使用承認書」といふ。）を使用者に交付するものとする。

第五条 条例第八条第一項に定める使用料は、使用承認書の交付の際に徴収する。
（使用料の徴収）

第六条 条例第八条第二項ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、市民体育館使用料還付申請書（別記様式第三号）に使用承認書を添えて市長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

(補則)

第六條 この規則に定めるもののほか、体育館の管理及び運営に関し**必要な事項**は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に廃止前の佐倉市民体育館の管理運営に関する規則（昭和五十五年佐倉市教育委員会規則第一号）に基づき教育委員会に対してされた申請その他の行為及び教育委員会がした承認その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、この規則の相当規定によつて市長に対してされた申請その他の行為及び市長がした承認その他の行為とみなす。

附則（平成 年 月 日規則第 号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

第七條 条例第九條による減免を受けようとする者は、市又は教育委員会及び教育機関が主催する行事とする。

2 前項の規定により減免を受けようとする者は、市民体育館使用料減免申請書（別記様式第四号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第八條 この規則に定めるもののほか、体育館の管理及び運営に関し、**必要な事項**は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に廃止前の佐倉市民体育館の管理運営に関する規則（昭和五十五年佐倉市教育委員会規則第一号）に基づき教育委員会に対してされた申請その他の行為及び教育委員会がした承認その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、この規則の相当規定によつて市長に対してされた申請その他の行為及び市長がした承認その他の行為とみなす。